

職員の懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表いたします。

このような事態がありましたことを、市民の皆様に心よりお詫び申し上げます。

令和8年2月5日

白石市長 山 田 裕



記

1 処分対象者及び処分内容等

- (1) 被 処 分 者 主 査 50歳代
- (2) 処 分 内 容 懲戒処分 減給10分の1（3か月）
分限処分 主査から主事へ降任
- (3) 処分年月日 令和8年2月1日

2 事案の概要

被処分者は、令和7年4月10日から同年12月24日までの間、所属において確認できるものだけで36回にわたり勤務時間中に居眠りをし、注意を受けた以降も再び居眠りをした等の行為により、公務の運営に支障を生じさせました。

また、上司から指示された業務において、定められたとおりに事務処理をしないこと、経過等について上司に報告しなかったこと等の行為により、他の職員の業務執行を阻害することとなり、公務の運営に支障を生じさせました。

さらに、被処分者は、以前にも勤務態度不良、不適正な事務執行により、令和7年1月31日付けで訓告書及び警告書の発出を受けており、その後の所属内で日常的に実施している上司等の指導においても改善が見られませんでした。

これらの行為は、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、第33条「信用失墜行為の禁止」及び第35条「職務に専念する義務」に違反する不適切な行為で、法第29条第1項第1号（この法律に違反した場合）及び第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当する勤務態度不良及び不適正な業務執行であり、かつ白石市職員全体の信用を失墜させる不名誉な行為であることから、懲戒処分を行ったものです。

あわせて、上司等から継続的に指導等を受けているにもかかわらず、指示された軽微な事務が実施できないこと、部下職員への指示や指導、報告、事務連携が適切に実施されず職務が遂行できていないこと、勤務態度や事務処理が改善されなかったこと等から、主査の職を担う職員としての自覚や組織として事務処理を行うために必要な規律を遵守する意識が著しく欠如し、職務の円滑な遂行に支障をきたすものであり、地方公務員法第28条第1項第1号（勤務実績がよくない場合）及び第3号（その職に必要な適格性を欠く場合）に該当することから、分限処分を行ったものです。